

表 D.6-判定ランク及び判定内容

判定ランク	判定内容
A	危険度非常に大、緊急に措置（改築）が必要なレベル
B	危険度第、早期の措置が必要なレベル
C	危険度中、計画的な措置が必要なレベル
D	危険度小、経過観察が必要なレベル
E	問題ないレベル

表 D.8-維持管理頻度の設定例

維持管理施設分類	項目	巡視	点検
点的に捉えるマンホール蓋	経過年数：10年以上	-	1回/1年
	経過年数：10年未満	-	1回/3年
線的に捉えるマンホール蓋		1回/5年	1回/10年
面的に捉えるマンホール蓋	車道部	1回/7年	1回/15年
	歩道部	1回/10年	1回/30年

表 D.7-検査項目及び判定基準の設定例

検査項目			判定ランク						
			A	B	C	D	E		
機能不足	設置環境適合性	車道	大型車 通行あり	T-8	T-14	T-20	-	T-25	
		車道	大型車 通行なし	-	T-8	-	-	T-14, T-20 T-25	
		歩道		-	-	-	-	T-8, T-14 T-20, T-25	
	機能支障	圧力解放耐揚圧性	機能なし	-	-	-	機能あり		
	機能支障	転落防止性	機能なし	-	-	-	機能あり		
	機能支障	浮上・飛散防止機能の作動	作動しない (錠, ちょう番 脱落, 固着, 腐 食減肉が顕著)	-	-	-	正常に作動		
	機能支障	不法開放防止機能の作動 (専用工具以外の利用)	容易に開く	-	-	-	正常に作動, 容易に開か ない		
	機能支障	転落防止機能の作動	作動しない	-	-	-	正常に作動		
	機能支障	開閉機能の作動	人力では 開閉不能	勾配面の 腐食により開 閉困難	食い込み力 増大による 開閉困難	-	正常に 開閉可能		
	性能劣化	マンホール蓋	外観（蓋及び枠の破損・クラック）	あり	-	-	-	なし	
がたつき			あり	-	-	-	なし		
表面摩耗 (模様高さH)			車道	≤2mm	-	2~3mm	>3mmかつ 錆肌無	>3mmかつ 錆肌有	
			歩道	≤2mm	-	-	2~3mm	>3mm	
腐食（錆出し表示の消滅）			-	見えないほど 発せい（錆）	-	見えるが 少し発せい (錆)	なし		
蓋・枠 間の 段差			勾配受け構造	蓋沈み	≥2mm	-	-	-	<2mm
				蓋浮き	≥10mm	-	-	-	<10mm
		平受け構造・緩勾 配受け構造	≥10mm	-	-	-	<10mm		
高さ調整部の損傷（欠け・ 充填不良・クラック）		あり	-	-	-	なし			
周辺舗装		損傷（穴、クラック）	どちらも ある状態	クラックあ り, かつ, 穴 がない	どちらもな いが, 枠と路 面と間に 隙間あり	-	なし		
	蓋と周辺舗装の段差	≥20mm	-	-	-	<20mm			

出典：「JIS A 5506：2018」の「附属書D（参考）マンホール蓋の維持管理要領」